

青運整第360号
令和2年10月8日

自動車特定整備事業者 殿

東北運輸局青森運輸支局長

令和2年度整備主任者研修（技術研修）の実施について（追加）

標記について、令和2年8月19日付け青運整第246号により別添のとおり通知しておりましたが、乗用車の研修日程が確定しましたので改めて通知致します。

記

1. 受講対象者

令和2年8月31日現在、事業場において整備主任者として選任されている者。

ただし、複数名の整備主任者を選任している事業場にあつては、整備主任者のうち1名以上を技術研修の対象として差し支えありませんが、新型コロナウイルス対策として受講人数を制限しておりますので、複数名の整備主任者を選任している事業場にあつては、1名までの出席でお願い致します。

2. 日時及び場所等

詳細は別紙1「令和2年度整備主任者技術研修（実技）のご案内（乗用車）」のとおりです。

※大型車の技術研修については、今年度の開催予定はありません。

※二輪車の技術研修については、今年度の開催は終了しております。

3. 研修実施機関

一般社団法人青森県自動車整備振興会（電話：017-739-1801）

4. 問合せ先

青森運輸支局 検査整備保安部門（電話：017-715-3320）

令和2年度整備主任者技術研修（実技）のご案内（乗用車）

今年度の整備主任者技術研修を下記にて開催しますので、整備主任者1名の出席を願います。
※新型コロナウイルス対策として受講人数を制限するため、講習日と人数は限定になります。
尚、受講の際はマスク着用をお願い致します。

記

1. 研修日時及び場所

- ①研修時間は午前10時～午後5時です。
- ②別紙2日程表を参照し、事業場は各地区の認証番号のある日に出席して下さい。
- ③研修場所

「青森県自動車整備会館」	青森市浜田字豊田129-12
「青森県自動車整備振興会八戸支所」	八戸市桔梗野工業団地2-12-67

2. 研修対象者

1事業場につき、1名の整備主任者。（ただし、ディーラーの機関認定事業場を除く。）
※機関認定事業場はディーラー等で研修を受講するため本研修を受講する必要はありませんが、「法令研修」は必ず受講してください。

3. 研 修 料

14,500円（資料代含む）

4. 研修内容

- ①座学 10:00～12:00 自動車の新機構、新装置
- ②実習 13:00～17:00 （乗用車）エーミング等。

5. その他

本研修は、「電子制御装置整備」の認証に必要な資格取得講習（実技）を兼ねるため、受講する際は**二級整備士の合格証書のコピーの提出が必要です。**受付の際は必ず提出してください。

※令和2年4月1日より、分解整備の範囲を、取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を分解整備から「特定整備」に改める改正が行われました。現在、分解整備について、対象とする自動車に小型二輪・大型特殊以外を有している事業場は改正に伴い、新たに電子制御装置整備の認証取得が必要となる場合があります。この場合、認証取得の要件の一つとして整備主任者の資格要件があり、一級二輪・二級ガソリン・二級ジーゼル・二級シャシ・二級二輪の方は法令と実技の研修を受講し試問を受けることが必要です。

令和2年度 整備主任者技術研修 日程表(乗用車)					
青森				八戸	
11月17日(火)		11月18日(水)		11月25日(水)	
5785	6822	6754	7132	5136	7056
6118	6828	7044	7136	5291	7061
6343	6879	7050	7150	6257	7070
6503	6893	7057	7176	6594	7073
6759	6931	7060	7184	6679	7081
6771	6946	7064		6743	7084
6800	6956	7087		6799	7085
6811	7000	7111		6836	7102
6812	7004	7123		6895	7110
6820	7025	7126		6896	7115
	7030				7131
	7041				7160
	7043				
	7068				

青運整第246号
令和2年8月19日

自動車特定整備事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局長

令和2年度整備主任者研修（技術研修）の実施について

令和2年度の標記研修を下記のとおり実施しますので、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号に基づき、貴事業場において研修対象となる整備主任者を受講させるよう通知します。

なお、整備主任者研修（法令研修）については、後日別途通知します。

記

1. 受講対象者

令和2年8月31日現在、事業場において整備主任者として選任されている者。

ただし、複数名の整備主任者を選任している事業場にあつては、整備主任者のうち1名以上を技術研修の対象として差し支えありません。

なお、一般社団法人青森県自動車整備振興会以外の青森運輸支局長が認定した機関で技術研修を受講した場合は、当該研修の受講は要しません。

2. 日時及び場所等

詳細は別紙「令和2年度整備主任者技術研修（実技）のご案内」のとおりです。

乗用車、二輪車の内、いずれかの1回を受講して下さい。

※新型コロナウイルス対策として受講人数を制限するため、乗用車の技術研修については11月中旬以降の開催を予定しております。日程が確定しましたら改めて周知致します。

また、大型車の技術研修については、今年度の開催予定はありません。

3. 研修実施機関

一般社団法人青森県自動車整備振興会（電話：017-739-1801）

4. 問合せ先

青森運輸支局 検査整備保安部門（電話：017-715-3320）

「 参考 」

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）（抜粋）

遵守事項

第91条の3 自動車特定整備事業者は、第89条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）（抜粋）

(旧)

自動車分解整備事業者の遵守事項

第62条の2の2 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(中略)

(6) 運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。

(新)

自動車分解整備事業者の遵守事項

第62条の2の2 法第91条の3の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(中略)

(8) 整備主任者であって次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

- イ 整備主任者として新たに届け出た者
- ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

令和2年度整備主任者技術研修（実技）のご案内

今年度の整備主任者技術研修を下記にて開催しますので、整備主任者1名の出席を願います。
※尚、新型コロナウイルス対策として受講人数を制限するため、講習日と人数は限定になりますので受講する際は事前に（一社）青森県自動車整備振興会にご相談願います。尚、受講の際はマスクの着用をお願いします。

記

1. 研修日時及び場所

①乗用車、二輪車の内どれか1日を受講してください。

研修時間は午前10時～午後5時です。

②別紙1-日程表を参照してください。

・二輪車は9月14日（月）に受講して下さい。乗用車は受講する必要がありません。

※新型コロナウイルス対策として受講人数を制限するため、乗用車の技術研修については11月中旬以降の開催を予定しております。日程が確定しましたら改めて周知致します。また、大型車の技術研修については、今年度は開催予定はありません。

③研修場所

「青森県自動車整備会館」

青森市浜田字豊田129-12

2. 研修対象者

1事業場につき、1名の整備主任者

ただし、ディーラーの機関認定事業場を除く。

機関認定事業場はディーラー等で研修を受講して下さい。

3. 研 修 料

14,500円（資料代含む）

4. 研修内容

①座学 10:00～12:00 自動車の新機構、新装置

②実習 13:00～17:00 （乗用車）エーミング等

（大型車）エーミング等

（二輪車）ホンダ エンジン電子制御装置の構造・故障診断

5. そ の 他

乗用車の実習は「電子制御装置整備」の認証に必要な資格取得講習の技術研修を兼ねるため、受講する際に、2級整備士の合格証書のコピーの提出が必要です。受付時に必ず提出してください。

令和2年度 整備主任者技術研修日程

別紙

回	実施月日	対象地区	対象事業場	実施場所
1	9月14日(月)	二輪	二輪事業場	青森県自動車整備会館

- ※ 新型コロナウイルス対策として受講人数を制限するため、乗用車の技術研修については、11月中旬以降の開催を予定しております。開催日程が決まり次第改めて周知致します。また、開催場所は青森県自動車整備会館を予定しております。なお、大型車の技術研修については、今年度は開催予定はありません。